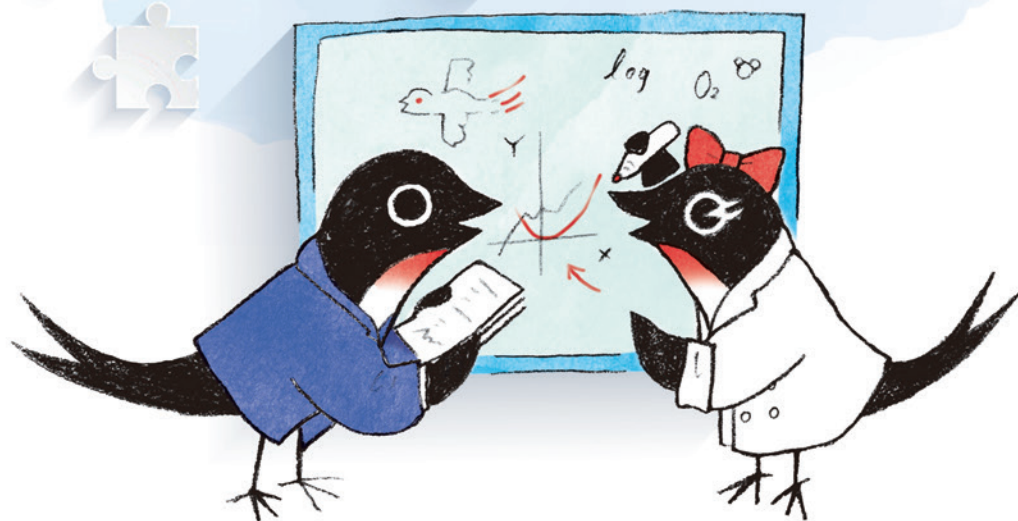




## 東京工業大学の教員・研究者と 研究についての連携をお考えの企業の皆様へ

昨今、産業界における技術の発展・拡大は急速に進んでおり、企業の皆様にとって  
社外の技術を広く取り込むことがますます重要になっていると言われております。

東京工業大学はおよそ1,000人の教員を擁し、いわゆる工学だけでなく、  
幅広い分野で高いレベルの研究を行っております。

企業の皆様が東工大との連携を進めることで、東工大の保有する技術・知見や研究力を  
企業の研究・開発に活かしていただき、競争力の強化につなげていただけると期待しております。

大学にとっても、実社会で求められている技術や研究開発の方向性を東工大の研究にも  
反映させることができ、また学生が企業の皆様との連携に接することで教育にも活かされます。

この冊子では、東工大における産学連携のプログラムの概要を実務的な面も含めて  
ご紹介しております。さまざまなプログラムを使っていただくことで、  
企業・大学・社会にとってメリットの大きな連携につながることを願っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

研究・産学連携本部長  
渡辺 治



for Innovation

## 企業との研究について連携を行うメニューの紹介

### 1 個々の教員・企業で行う研究の連携について

P.3~6

※複数教員・複数企業や他大学を含むこともあります。

|         |                                                                                                      |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共同研究    | 特定の研究課題について、企業の研究者と東工大の教員とで研究を行い、併せて研究成果を得るものです。研究に必要な経費は、企業にご負担いただきます。企業の研究者が東工大の研究室で研究を進めることもできます。 |
| 受託研究    | 特定の研究課題について、研究に必要な経費を企業にご負担いただいて、東工大の教員が研究を行う（研究を受託する）ものです。東工大の教員が研究成果を企業に報告します。企業から見ると“委託研究”となります。  |
| 学術指導    | 企業が抱える特定の課題について、東工大の教員が、自身が有する知見や技術を用いて、指導やアドバイスを行うものです。東工大の教員の研究課題とするわけではありません。指導料を納付いただきます。        |
| 受託研究員   | 企業の研究者が、東工大の教員の指導の下、東工大で研究を進めるものです。その方の指導料（研究料）を企業にご負担いただきます。                                        |
| 試料授受    | 企業の研究者と東工大の教員などの研究者の間で、試料の授受を行います。                                                                   |
| 研究データ提供 | 東工大の教員が生成した研究データを提供します。                                                                              |
| 秘密保持    | 企業の研究者と東工大の教員などの研究者が、秘密情報を含む情報のやり取りを行う場合、契約を締結します。                                                   |

### 2 大掛かりな研究の連携(教育の連携を含む)について

P.7~8

|                  |                                                                      |
|------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 共同研究講座           | 大型の共同研究です。企業が指名する方を2名、東工大特任教員(有期雇用)とします。                             |
| 協働研究拠点           | 東工大内に専用スペースを置き、新しい研究テーマの企画、複数のテーマの共同研究等を行う制度です。オープンイノベーション機構が支援をします。 |
| 教育研究<br>共創スキーム   | 企業の研究者に東工大の教育に携わっていただくとともに、同じ分野のテーマで共同研究も進める制度です。                    |
| 大がかりな連携の<br>支援体制 | 大がかりな連携を支援する東工大の体制について紹介します。                                         |

### 3 連携の入り口、連携の深化について

P.9

|                |                                           |
|----------------|-------------------------------------------|
| 東工大<br>メンバーシップ | 大学と産業界が多様な形態で協働する全学の制度です。                 |
| 共同事業           | 企業の担当者と東工大の教職員とで特定の課題について取り組む“研究以外の活動”です。 |
| 協賛金            | 大学が主体となって実施する事業等に協賛いただく制度です。              |

### 4 本学への寄附について

P.10

|       |                                                  |
|-------|--------------------------------------------------|
| 奨学寄附金 | 「教育・学術研究助成及び学生の奨学のため」に、教員や部局宛に、寄附いただく制度です。       |
| 東工大基金 | 大学運営の財政基盤を強化し、奨学金の充実、教育・研究・環境整備等を目的として創設された基金です。 |

### 5 知的財産の取扱いについて

P.11~12

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 知的財産 | 東工大の知的財産の取扱いについてご説明します。 |
|------|-------------------------|

### 6 研究成果等の事業化に向けた支援について

P.13

|               |                                                                    |
|---------------|--------------------------------------------------------------------|
| 東工大発<br>ベンチャー | 東工大の研究成果・教育で習得した技術と技能・人的資源を活用して起業したベンチャー企業に「東工大発ベンチャー」称号を付与する制度です。 |
|---------------|--------------------------------------------------------------------|

これら1~6の仕組み・制度に限らず、企業のご要望に沿うよう、新しい連携方法を検討できますので、  
ご要望がございましたら、産学連携担当者にお話しいただければ幸いです。

### 7 組織図

P.14



共同研究・受託研究・学術指導・受託研究員について

企業の研究者と東工大の教員とが行う研究の連携について、  
制度としてご用意しているものです。以下に、各制度の違いを表で示します。  
(なお、表中の「教員」は、東工大の教員を示します)。

本件に関するお問い合わせ  
産学連携課 産学連携第1、第2契約グループ  
E-MAIL: san.kyo@jim.titech.ac.jp  
TEL:03-5734-3807

|                          | 共同研究                                                                                                           | 受託研究                                                               | 学術指導                                                                                                                              | 受託研究員                                |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 研究課題<br>(指導内容)           | 企業・教員双方が協議の上、定めた課題                                                                                             | 企業が想定し、教員が了解した課題                                                   | 企業内の課題                                                                                                                            | 以下のいずれか<br>(1) 企業内の課題<br>(2) 教員が設定   |
| 教員の役割                    | 課題に沿った研究を、<br>役割分担して行うことも、<br>同じ場所で一緒に研究を進めることもある。※2                                                           | 課題に沿った研究を行う                                                        | アドバイス・指導※4<br>を行う                                                                                                                 | 東工大における<br>研究活動を指導する                 |
| 企業の研究者<br>の役割            |                                                                                                                | なし                                                                 | 受けたアドバイスを<br>自社課題に生かして<br>研究開発等を進める                                                                                               | 受託研究員が、<br>教員の指導の下、研究課<br>題に沿って研究を行う |
| 得られるもの                   | 双方が作成する研究成果<br>(研究内容)の報告書                                                                                      | 教員が作成する研究成果<br>(研究内容)の報告書                                          | 企業内の成果                                                                                                                            | 研究員が得る<br>研究成果、技術、知見                 |
| 知的財産<br>※1               | 発明者が誰なのかによっ<br>て権利所有機関を確定す<br>る。その取扱は、契約書で<br>定める。                                                             | 発明者は東工大の研究者<br>のみで、東工大が権利を有<br>する(原則)。取扱は、契約書<br>で定める。             | 発明が生じた際に<br>協議する。                                                                                                                 | 受託研究員の発明は、<br>企業の権利となる。              |
| 経費                       | 教員が当該共同研究を遂<br>行するために用いる経費<br>(直接経費)に間接経費を<br>上乗せした額を、企業が<br>負担する。<br>民間等共同研究員※2が<br>居る場合は、「研究料※3」<br>が上乗せとなる。 | 教員が当該受託研究を遂<br>行するために用いる経費<br>(直接経費)に間接経費を<br>上乗せした額を、企業が<br>負担する。 | 教員が指導のために割く<br>時間相当分※5を指導料<br>として、企業に納付いた<br>だく。契約時に指導期間と<br>指導回数(時間数)を決<br>める。<br>教員が、指導のために<br>企業に出向く際の交通費<br>は、企業が別途、負担す<br>る。 | 受託研究員の指導料と<br>して「研究料※3」を企<br>業が負担する。 |
| 特別試験研究費<br>税額控除制度の<br>適用 | あり                                                                                                             | あり                                                                 | なし                                                                                                                                | なし                                   |
| 間接経費                     | 直接経費の30%<br>(概ね総額の内の23%)                                                                                       | 直接経費の30%<br>(概ね総額の内の23%)                                           | 指導料の内の23%                                                                                                                         | 研究料の内の23%                            |

※1 知的財産：  
いずれの制度でも、発明者の所属機関が権利を有する。  
(東工大では、発明者が権利を譲渡する手続きが必要 → P.12で詳細を説明)  
その後の取扱を契約書に記載しておく、または、その都度協議する。

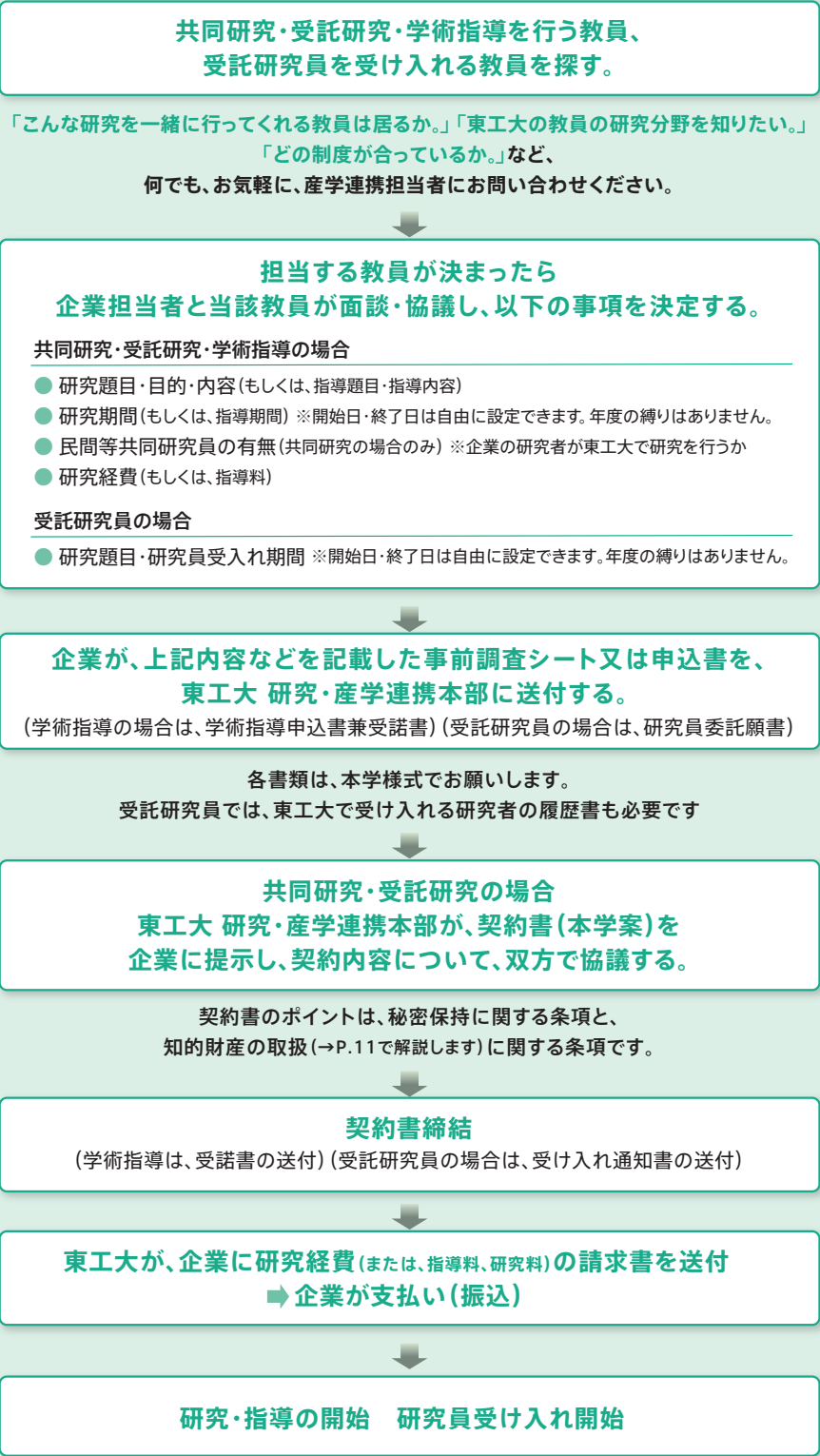
※2 民間等共同研究員(研究実施場所)：  
企業の研究者が東工大内で研究を行うこともできる。  
その際の学内身分は「民間等共同研究員」である。

※3 研究料：  
研究料は、民間等共同研究員または受託研究員1名につき、  
月額71,500円(税込)に受け入れ期間に応じた月数を乗じた額である。  
(例)2021.4.16～2021.6.15は2か月分143,000円 各研究員の受け入れ  
時期・受け入れ期間は、受け入れ教員の承諾の上、任意に決められる。

※4 アドバイス・指導の内容：  
企業内の課題に対するアドバイスの一環として、教員が有する装置(自  
作などで、他には無い装置)での測定を行うことも含む。  
単純な測定依頼の受託や、装置の貸し出しではない。  
教員が企業研究者を対象に講義・講演を行うことも、学術指導制度とし  
て出来る。

※5 指導の時間：  
教員の時間は、アドバイスのために必要な資料作成、電話、メール作成  
等の時間を含む。  
時間単価は、東工大と企業との協議で決定する。

共同研究・受託研究・学術指導・受託研究員の契約の流れ



## 秘密保持契約(NDA)・試料授受契約(MTA)・研究データ提供について

**NDA:** Non-Disclosure Agreement  
**MTA:** Material Transfer Agreement

本件に関するお問い合わせ  
産学連携課 知的財産グループ  
E-MAIL: san.chi@jim.titech.ac.jp  
TEL: 03-5734-3819

### ▶ 企業の研究者と東工大の教員が共同研究等の研究連携を始める前に

双方の研究に関する情報を交換して、想定している研究課題に合致しているかを考えるために、必要に応じて、企業と東工大の間で**NDA**を締結します。  
その際に、教員が創出した試料※の特性等を企業内で確認する場合は、企業と東工大の間で**MTA**を締結します。  
※試料: 契約では“成果有体物”と呼び、化合物だけでなく、デバイス、装置なども、同様に扱います。

### ▶ 東工大の教員が創出した試料の提供を希望するときに

企業と東工大の間で**MTA**を締結します。  
試料提供の対価をご負担いただくことがあります(契約締結後に請求書をお送りします)。  
試料提供の対価の額は、試料作製に必要な原材料費、人件費、光熱水料などを基に、教員が算出し提示します。  
試料について東工大が知的財産を保有している場合、事業化の際には、知的財産についての実施許諾契約の締結も必要です。

### ▶ 東工大の教員が企業所有の試料の提供を受けるときに

企業と東工大の間で**MTA**を締結します。

### ▶ 東工大の教員が生成した研究データの提供を希望するときに

企業と東工大の間で**研究データ授受契約**を締結します。  
研究データの対価をお支払いいただくことがあります  
(契約締結後に請求書をお送りします)。

その他、企業と東工大の間で、以下のような際に、**NDA**を締結します。

### ▶ 教員の未公開の研究情報を含む情報のやり取りを企業の研究者と教員の間で行うとき

### ▶ 東工大保有の未公開特許出願の明細書を開示するとき (有償にさせていただくことがあります。)

### ▶ 様々な場面で、企業の研究情報や営業秘密を含む情報のやり取りを企業の研究者と東工大の教員の間で行うとき

注: これらの契約は、企業と東工大との間の契約であって、東工大の教員個人が企業と契約を行うことはありません。  
契約締結については、教員個人ではなく、研究・産学連携本部 産学連携部門(一部、知的財産部門)が行います。  
契約が必要な場合には、産学連携担当者(または教員)にご連絡ください。

## よくある質問

Q1

東工大の教員や産学連携の関係者との面識が全くないのですが、まず、どうしたら良いでしょうか？

**A1** sangaku@sangaku.titech.ac.jpに、お考えになっていることを記載したメールをお送りください。折り返し、当該研究分野に近い産学連携担当者から連絡を差し上げ、相談させていただきます。

Q2

教員と研究題目等の協議は終わっています。事前調査シート又は申込書送付から契約締結まで、どのくらいの日数がかかりますか？

**A2** 東工大からお送りする契約書の文言を、そのままご了解いただければ、2週間ほどです。文言修正のご要望に対しては、速やかに東工大から対案を提示させていただきますので、再検討をお願いいたします。

Q3

研究経費等は、前払いとなりますか？また、分割払いは可能ですか？

**A3** ご負担いただいた研究経費・研究料を用いて研究を行いますので、前払いをお願いします。共同研究・受託研究の研究経費は分割払いでも承っておりますが、研究期間中に支払いを終了していただきます。

Q4

納入した研究経費で東工大が購入した機器・装置の所有者は誰になりますか？

**A4** 納入された研究経費で東工大が購入した機器・装置は、東工大の所有となります。なお、企業所有の機器・装置を東工大に提供していただき、共同研究・受託研究で利用し、研究終了後に返却することもできます。

Q5

共同研究・受託研究は、教員のほか、学生が関われますか？

**A5** 学生をResearch Assistant(RA)として雇用して、研究を手伝ってもらうことがあります。また、研究員や技術支援員を雇用して研究に従事してもらうこともあります。いずれも、納入された研究経費を使い東工大で雇用することとなります。

Q6

納入した研究料・指導料は担当教員に配分されますか？

**A6** 約77%が担当教員に配分されます。

Q7

東工大の教員に、技術顧問への就任をお願いしたいのですが、可能でしょうか？また、会社に来ていただき、講演や研究者対象の講義をお願いすることができますか？

**A7** 可能ですが、技術指導(技術顧問への就任)や企業での講演・講義(学術指導に基づく場合以外)は、兼業となります。東工大では、有給・無給に関わらず、週8時間(全ての兼業時間の合計)を上限として、企業等に兼業することを認めています。兼業する場合、教員が「兼業すること」の手続きを大学に行い許可を得る必要があります。



大型の共同研究等の制度について

現在、以下の制度があります。  
これら以外にも、企業のご希望を受けて新しい連携方法を検討することも出来ます。

本件に関するお問い合わせ  
産学連携課 産学連携第1、第2契約グループ  
E-MAIL: san.kyo@jim.titech.ac.jp  
TEL:03-5734-3807



|                                   | 共同研究講座<br>企業と、受け入れ教員・特任教員<br>が、共同研究を行う。           | 協働研究拠点<br>東工大内に専用スペースを置き、<br>共同研究を行う。                                  | 教育研究共創スキーム<br>企業が東工大での講義を担当する<br>とともに、共同研究を行う。    |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 共同研究費<br>(間接経費等は含む。<br>スペース料は除く。) | 年間 3,000万円以上                                      | 年間 2,000万円以上                                                           | 年間 1,000万円以上                                      |
| 特任教員※1                            | 必須(2名以上)<br>企業が推薦することが可能                          | 必須ではない<br>企業が推薦することが可能                                                 | 必須ではない                                            |
| 教育への貢献                            | 必須ではない<br>特任教員の学生指導は可能                            | 必須ではない                                                                 | 必須<br>企業研究者が特定教員として、年<br>間、2科目・4単位以上の講義※2<br>を行う。 |
| 間接経費等                             | 直接経費の30%                                          | 直接経費の25%<br>別途、戦略的産学連携経費(直<br>接経費の15%以上)が必要                            | 直接経費の30%                                          |
| 期間                                | 2年以上5年以下                                          | 3年以上10年以下                                                              | 2年以上5年以下                                          |
| 学内専用スペース<br>の設置                   | 必須ではない                                            | 必須                                                                     | 必須ではない                                            |
| 東工大側の<br>設置責任者                    | 部局等の長                                             | 拠点長(研究代表者)                                                             | 学院長                                               |
| その他                               | 設置前に、受け入れ教員と共同<br>研究を行っていることが必要<br>設置の5か月以上前に申込必要 | 企業と東工大協働の研究企画<br>チームの設置<br>東工大オープンイノベーション<br>機構による支援<br>設置の3か月以上前に申込必要 | 共同研究と講義は、同じテーマ<br>で行う<br>設置の3か月以上前に申込必要           |

※1 特任教員:共同研究の直接経費で雇用する。  
※2 講義の位置付け:設置学院で特別専門学修プログラムを設定し、その中での講義とする。

よくある質問

Q1 大型の共同研究の場合には、P.7に示された3つの制度のいずれかを適用しないとならないのでしょうか？

A1 通常の共同研究契約でも、大型(1,000万円以上)の契約は可能です。実施する研究の内容に応じて制度をご案内しますので、産学連携担当者にご相談ください。

Q3 学内専用スペースは有料でしょうか？

A3 有料(税込)です。25m<sup>2</sup>あたり、大岡山キャンパスは11万円/月、すずかけ台キャンパスは8.25万円/月です。

Q2 P.7に示された3つの制度は、期間の更新は可能でしょうか？

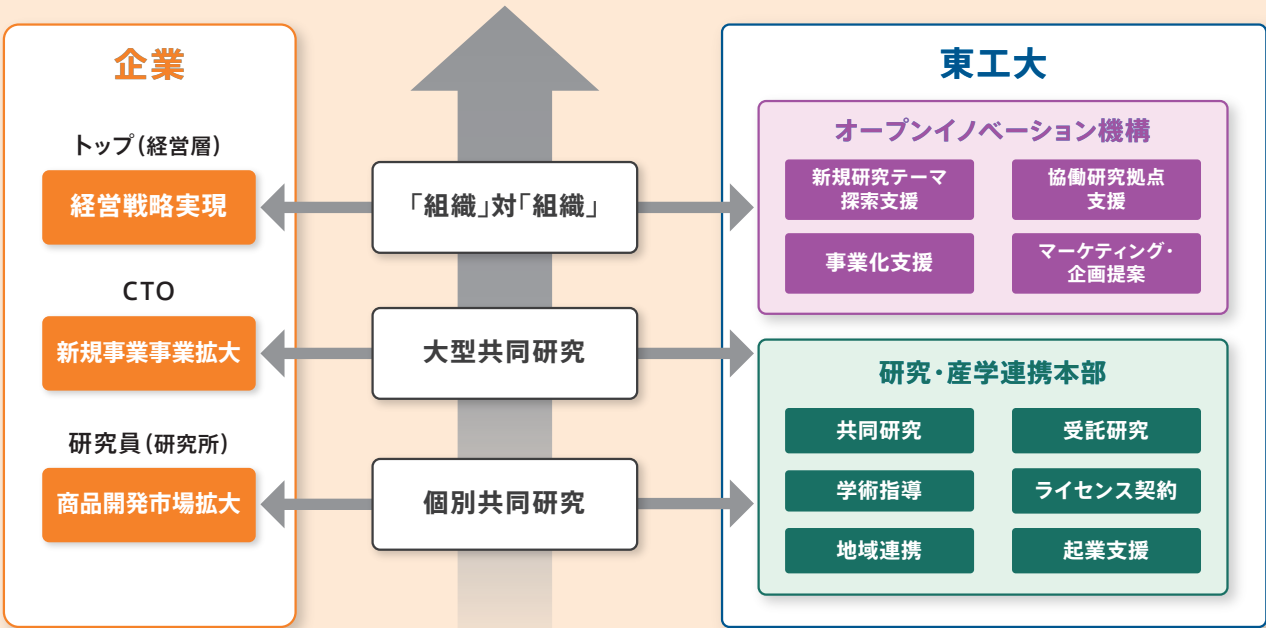
A2 可能です。ただし、期間の更新の際は、設置時と同様の手続きが必要になります。

Q4 戦略的産学連携経費とは何でしょうか？

A4 共同研究に従事する東工大の研究担当者(常勤教員)の人件費相当額及び共同研究に関するマネジメント費用です。

大がかりな連携の支援体制について

企業と東工大の大型の共同研究は、研究・産学連携本部あるいはオープンイノベーション機構が担当しています。両組織が連携し、案件に応じて適切な体制で支援させていただきます。また、大型の共同研究を超えた「組織」対「組織」の連携を推進する取組みもあり、オープンイノベーション機構で支援しています。





## 東工大メンバーシップについて

<https://www.ori.titech.ac.jp/sangaku/tt-members/>



本件に関するお問い合わせ  
東工大メンバーシップ担当  
E-MAIL: member@sangaku.titech.ac.jp  
TEL: 03-5734-3817

東工大メンバーシップでは、大学と産業界を結ぶコミュニケーションネットワークであり、大学のリソースにアクセスできるポータルです。双方が多様な形態で協働し、知の融合によって社会に役立つ新しい価値の創造を目指します。

- ▶ 東工大とつながりを持ちたい
- ▶ 問題解決のために研究者を探したい
- ▶ 新しい技術・事業テーマを模索したい
- ▶ 東工大経営陣との交流をはかりたい
- ▶ 東工大内での自社のプレゼンスを向上させたい

【会員種別】 一般会員 96,000円（年額）  
特定会員 無料（詳しくはメンバーシップ担当へご連絡下さい）

### 【基本サービス】

- 年次総会
- ニュースレター配信
- 産学連携イベントへご招待
- 企業向けセミナーの実施（一般会員）

### 【オプションサービス】 （有料）

- テーマ探索
- 計画立案
- ワークショップ
- コンペ開催

## 共同事業について

本件に関するお問い合わせ  
産学連携課 産学連携第1、第2契約グループ  
E-MAIL: san.kyo@jim.titech.ac.jp  
TEL: 03-5734-3807

企業の担当者と東工大の教職員が、**特定のテーマ（課題）について共同で取り組む“研究以外の活動”**です。たとえば、共同研究の実施に向けた研究テーマの探索や課題解決に向けた方策の検討、イベント活動のマネジメントなどがあります。

共同事業に要する事業費として、直接経費、間接経費及び戦略的産学連携経費（※）を負担いただきます。

企業と東工大がそれぞれの施設で分担して事業を進めますが、大学は企業の担当者を民間等共同事業員として受け入れることも可能です。（1名につき、月額71,500円（税込）に受け入れ期間に応じた月数を乗じた受入料がかかります。）

※共同事業に従事する東工大の事業担当者（常勤職員）の件費相当額及び共同事業に関するマネジメント費用です。

## 協賛金について

本件に関するお問い合わせ  
産学連携課 産学連携業務グループ  
E-MAIL: san.gyo@jim.titech.ac.jp  
TEL: 03-5734-3816

協賛金は、国際シンポジウム、公開講座、各種コンテスト等の教育研究活動で、大学が主体となって実施する事業もしくは大学が実施を認めた事業、または企画立案執行組織のもとで実施する教育・研究事業（1年以上の事業）の運営援助のため、企業、団体又は個人等から受け入れる資金のことをいいます。

### 【協賛金の手続きの流れ】

ご協賛は、各事業実施担当者より、事業の概要を説明し協賛のお願いをさせていただき、事業の趣旨にご賛同いただける場合には、協賛金のご提供をお願いする流れとなります。

## 奨学寄附金について

<https://www.ori.titech.ac.jp/sangaku/donation/>



本件に関するお問い合わせ  
産学連携課 産学連携業務グループ  
E-MAIL: san.gyo@jim.titech.ac.jp  
TEL: 03-5734-3816

本学の教育・研究の奨励等を目的として、事業担当者（教員等）をご指定いただき、寄附いただく制度です。

寄附いただいた奨学寄附金は、本学の教育・研究等のために使用され、その成果を通じて広く社会に還元されます。

なお、「寄附金」の性格上、契約書等の取り交わしや成果等の対価の授受を条件としているものや、学術研究の結果生じた特許権等の権利を寄附者に帰属すべきとしているものについては、お受けできません。また、寄附者に対しては、法人税法及び所得税法上の優遇措置が講じられています。法人の寄附者の場合、全額「損金」に算入でき、個人の場合は「寄附金控除」を受けることができます。



### 【奨学寄附金の手続きの流れ】

- 1 毎月20日頃までに： 事業担当者（教員等）にまたは担当グループ宛に「奨学寄附金申込書」（※）をご送付ください
- 2 翌月初旬： 学内の奨学寄附金受入審査会手続きを行います
- 3 翌月10日頃： 寄附者様に「納入依頼書」を送付いたします
- 4 期日までに： 本学指定口座に「奨学寄附金」をお振込みください
- 5 お振込みの翌月末までに： 寄附者様に「領収書」を送付いたします

※ 申込書様式は、研究・産学連携本部ホームページに掲載しています。

## 東工大基金について

<https://www.titech.ac.jp/public-engagement/giving>



東工大基金に関するお問い合わせ  
東京工業大学 社会連携課  
E-MAIL: syaren@jim.titech.ac.jp

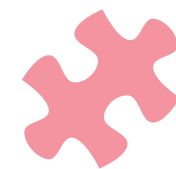
大学運営の財政基盤を強化し、奨学金の充実、教育・研究・環境整備等を目的として創設された基金です。

### 特定基金【スタートアップ支援基金】

<https://www.ori.titech.ac.jp/venture/faculty-support/giving/>



**東工大の研究成果を活用した起業や創業を志す教員や学生の支援**にフォーカスした特定基金です。独創的・先進的な技術シーズで未来の世界や社会を変えていく、東工大発のテック系スタートアップの創出を目指します。



知的財産

本件に関するお問い合わせ  
産学連携課 知的財産グループ  
E-MAIL: san.chi@jim.titech.ac.jp  
TEL:03-5734-3819

東工大が保有する知的財産の実施・使用

東工大には、実社会の商品やサービスで利用できる特許・プログラム等の著作物が多数あります。

公開特許を研究・産学連携本部ウェブサイトで紹介しています。  
また、発明内容（未公開特許を含む）の説明会の開催や、各種展示会での紹介を行っています。  
研究についての連携において、または、学会・論文発表で、教員から発明内容をお伝えすることもあります。

※未公開の特許出願の明細書を見ていただくこともできます。  
（NDAの締結をお願いします。）



「東工大が保有する特許等を実施したい、プログラム等を使用したい。」

独占的实施、非独占的实施、実施分野限定独占的实施、実施許諾期間などの条件を協議の上、実施許諾契約を締結します。  
一時金、ランニングロイヤリティー等は、発明等の内容とそれが使われる商品等の兼ね合いを考慮して、協議します。

企業の研究者と東工大の研究者との共同発明

共同研究では、東工大・企業双方の研究者が発明者となる「共同発明」が生じることがあります。

共同研究でなくとも、研究者同士が話をしている中で思いついたり、MTA・NDAで情報交換した秘密情報を用いた「共同発明」が生じることもあります。

- ・共同発明の取扱は、出願国ごとに、共同発明企業（以下、「企業」という。）と東工大との協議で決めます。
- ・共同研究契約下で生じた共同発明の扱いは、共同研究契約書の定めに従います。
- ・共同出願特許の権利持分は、原則として各機関の発明者の発明への寄与率とし、その他条件を共同出願契約書で定めます。

企業が自己実施予定の案件 ※ 自己実施には、親会社・子会社など（詳細は共同出願契約書に記載）の実施を含みます。

| 条件<br>第三者への<br>実施許諾について       | 取扱           |                                 |        |                   |                                                          |
|-------------------------------|--------------|---------------------------------|--------|-------------------|----------------------------------------------------------|
|                               | 出願人<br>（権利者） | 出願等費用*1                         | 権利維持要否 | 自己実施時の<br>実施料相当*2 | 第三者実施許諾時に受領した実施料                                         |
| 企業が許諾是非と<br>許諾先を決定する。         | 企業＋東工大       | 企業負担                            | 企業判断*3 | 東工大に支払う           | 権利持分で分配する。                                               |
|                               | 企業のみ         | 東工大発明者の寄与分を企業に有償譲渡し、企業の単独権利とする。 |        |                   |                                                          |
| 【東工大が希望する場合に限る】<br>双方が自由に許諾可能 | 企業＋東工大       | 企業負担                            | 企業判断*3 | 支払い不要             | ・企業が実施許諾した場合は、東工大権利持分を東工大に分配する。<br>・東工大が実施許諾した場合は、分配しない。 |

企業が自己実施しない場合／出願後に自己実施する予定がなくなった場合は、以下のいずれかの取扱にさせていただきます。

| 条件<br>第三者への<br>実施許諾について | 取扱           |                                                    |        |                 |                  |
|-------------------------|--------------|----------------------------------------------------|--------|-----------------|------------------|
|                         | 出願人<br>（権利者） | 出願等費用*1                                            | 権利維持要否 | 自己実施時の<br>実施料相当 | 第三者実施許諾時に受領した実施料 |
| 企業が許諾是非と<br>許諾先を決定する。   | 企業のみ         | 東工大発明者の寄与分（共同出願後であれば、東工大権利持分）を企業に有償譲渡し、企業の単独権利とする。 |        |                 |                  |
| 双方が自由に<br>許諾可能          | 企業＋東工大       | 企業負担                                               | 企業判断*3 | —               | 権利持分で分配する。*4     |

\*1 出願等費用：審査請求・拒絶理由通知対応・特許料などの特許維持に関する費用を含みます。  
\*2 実施料相当：いわゆる「不実施補償料」のことです。  
\*3 企業が権利維持不要と判断され東工大が維持を希望する場合は、東工大単独権利としていただきます。  
\*4 既に企業が負担した出願等費用の取扱については、別途、企業・東工大間の協議で定めます。

共同研究・受託研究での  
東工大研究者のみの発明

原則として、東工大のみが出願人（権利者）となりますが、  
双方合意の上で企業に一部譲渡して上表の共同出願とする場合があります。

発明から出願までの流れ



よくある質問

Q1

特許出願を急ぐのですが、  
共同出願契約書や譲渡契約書の  
事前締結は必須ですか？

A1

共同出願契約書や譲渡契約書の事前締結は必須です。ただし、例外として、契約条件を合意した時点で出願していただける場合がありますので、事例が生じた場合は速やかにご相談ください。

Q2

共同出願の実施契約  
（企業の自己実施）は、  
いつ締結するのですか？

A2

実施契約には、実施料相当（いわゆる「不実施補償金」）について記載しますので、通常は、どのような商品・サービスの中で実施するのかが決まった時点で、料率等を協議の上、決定して、契約締結しています。



## 東工大発ベンチャーについて

本学の研究成果・教育で習得した技術と技能・人的資源を活用して起業したベンチャー企業を「東工大発ベンチャー」として称号授与しております。これまでに140社以上の「東工大発ベンチャー」が生まれています。ぜひ、本学技術との連携にご活用ください。

【称号授与企業一覧】 [https://www.idp.ori.titech.ac.jp/venture/venture\\_list/](https://www.idp.ori.titech.ac.jp/venture/venture_list/)



## ベンチャー支援について

東工大発ベンチャー等に対し以下の支援を行っております。  
今後も優れた技術、研究成果、人材で社会を変える東工大発ベンチャーを育む環境を整備していきます。

### 東工大発ベンチャー称号の授与

<https://www.idp.ori.titech.ac.jp/venture/application/>

下記のいずれかで、東工大の研究成果・人的資源を活用して、新たな技術・ビジネス手法を基に起業された法人から申請があった場合に、審査を行い「東工大発ベンチャー」の称号を授与しています。

- ① 設立時において、大学、大学の職員若しくは学生が所有する特許権等の知的財産権又は大学において達成した研究成果若しくは大学において習得した技術等を活用する企業
- ② 設立した者又は設立に深く関与した者の全部若しくは一部が、大学の職員又は学生（職員又は学生であった者を含む。）であって、かつ申請時において当該職員等が経営に参画する企業

### 東工大発ベンチャーへの支援

東工大発ベンチャーに対し、専門家によるメンタリング、VCや各種専門家の紹介、新株予約権を対価にした知財ライセンス等、様々な支援を提供しています。

### INDEST (Innovation Design Studio: インデスト)

<https://www.idp.ori.titech.ac.jp/indest/top/>

東京工業大学研究・産学連携本部が運営する『世界を変える大学発スタートアップを育てる』インキュベーションスタジオです。

### 東工大横浜ベンチャープラザ

<https://www.smrj.go.jp/incubation/yvp/>

東工大・すずかけ台キャンパス内で、東工大と中小機構・神奈川県・横浜市が連携したインキュベーション施設「東工大・横浜ベンチャープラザ（YVP）」を運営しています。

## 起業前支援について

起業前の教職員や学生への支援も行っております。本学の研究成果の社会実装を推進します。

### ベンチャー起業相談

本学の教職員や学生を対象に、起業相談を受け付けています。専門家によるメンタリングの他、学内外の支援プログラムへの申請サポート、外部アクセラレーター組織やVCの紹介等を行っています。

### 民間企業資金等のGAPファンドによる起業支援

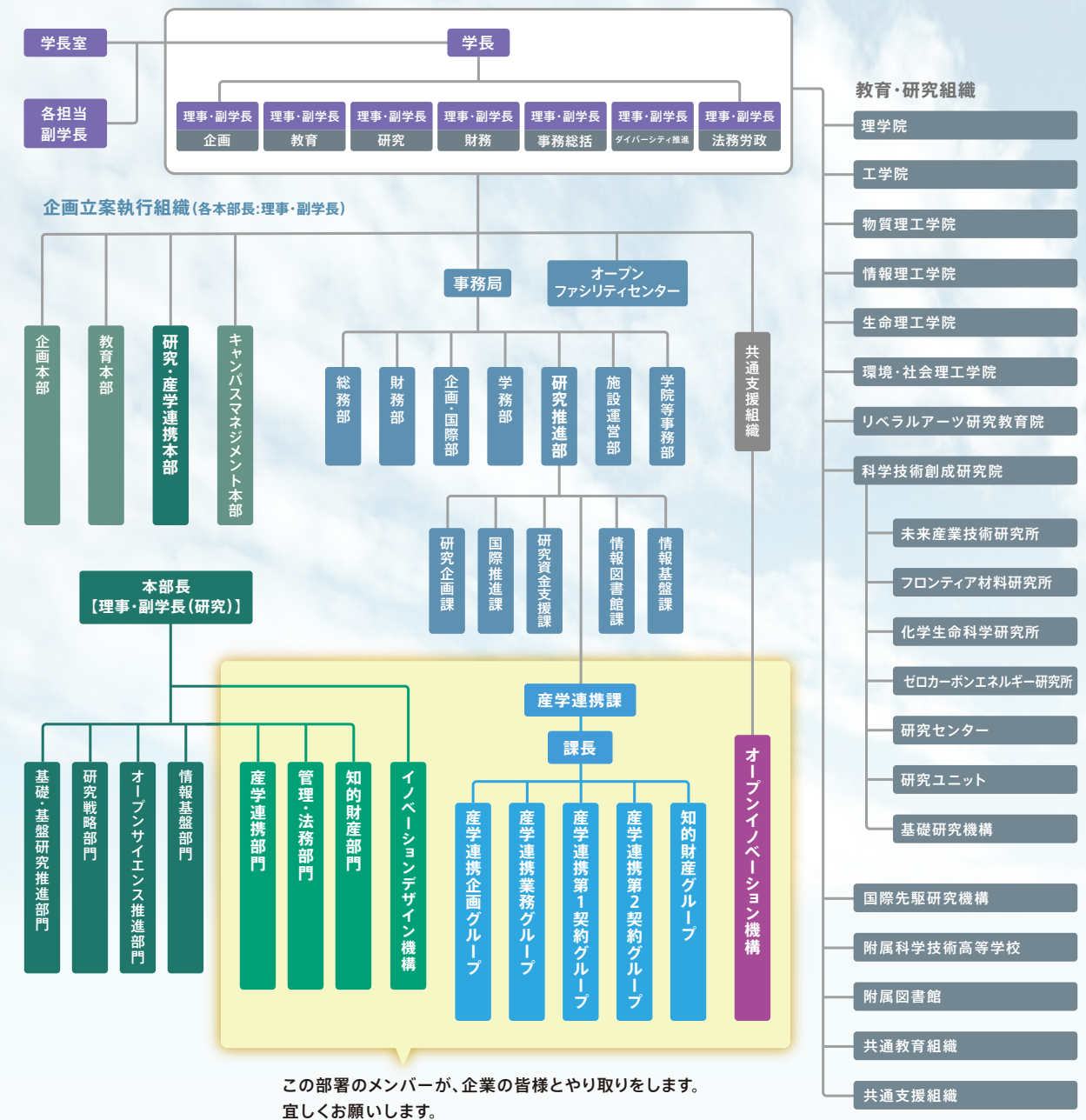
優れた知財・研究成果を社会実装するためのGAPファンドを共同運営しています。事業化検証のための資金を援助するだけでなく、専門家によるメンタリングを行い、起業を支援しています。

### 学生スタートアップピッチコンテストによる起業支援

学生の学修分野、研究内容に関わらず、ビジネス・アイデアを実現するための基金援助、及び、専門家によるメンタリングを通して、起業を支援しています。

本件に関するお問い合わせ  
産学連携課 産学連携業務グループ  
E-MAIL: [san.gyo@jim.titech.ac.jp](mailto:san.gyo@jim.titech.ac.jp)  
TEL: 03-5734-3816

## 産学連携について、企業の皆様と関わるメンバー:東工大内部の位置づけ



### イノベーションデザイン機構

ベンチャーの創出及び育成や研究を通じた地域との連携等学内インキュベーション施設の整備・運営を行います。

E-MAIL: [venture@sangaku.titech.ac.jp](mailto:venture@sangaku.titech.ac.jp)  
<https://www.idp.ori.titech.ac.jp/>



### オープンイノベーション機構

協働研究拠点等「組織」対「組織」の大型の連携を推進します。

TEL: 045-924-5180  
E-MAIL: [admin@oi-p.titech.ac.jp](mailto:admin@oi-p.titech.ac.jp)  
<https://www.oi-p.titech.ac.jp/>





MAP

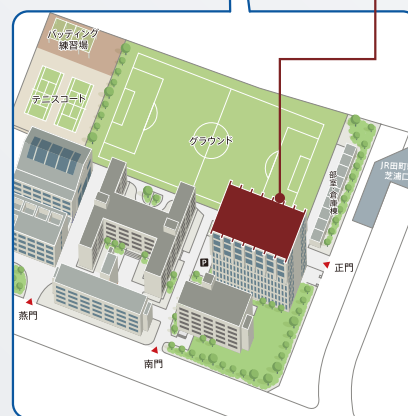
大岡山キャンパス — 東京急行大井町線・目黒線 — 大岡山駅徒歩1分  
 すずかけ台キャンパス — 東京急行田園都市線 — すずかけ台駅徒歩5分  
 田町キャンパス — JR山手線・京浜東北線 — 田町駅徒歩2分



・オープンイノベーション機構  
 ・研究・産学連携本部分室  
 (G2棟409室)



・INDEST  
 ・イノベーションデザイン機構  
 (田町CIC 206室)



キャラクター  
 紹介



工太郎

東工大、学部一年生。ツバメの男子。  
 本館前の桜並木に家があるとの噂。ランチはいつも学食。  
 謎は多いが、本人は至ってフレンドリー。



トーコ

東工大、学部一年生で工太郎の同級生。  
 工太郎と仲良しで、一緒に東工大を盛り上げる。

東京工業大学 研究・産学連携本部

Tokyo Institute of Technology Office of Research and Innovation

〒152-8550 東京都目黒区大岡山 2-12-1 E3-11

TEL: 03-5734-2445 FAX: 03-5734-2482

✉ sangaku@sangaku.titech.ac.jp

<https://www.ori.titech.ac.jp/>

